

平成 2 2 年 度

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査意見書

平成 2 3 年 9 月

兵 庫 県 監 査 委 員

兵監委報第 12 号
平成 23 年 9 月 20 日

兵庫県知事 井戸敏三様

兵庫県監査委員

印

塚本隆文 ⑩

栗原 一 ⑩

黒川 治 ⑩

天宅陸行 ⑩

平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査について

平成 23 年 7 月 26 日付け財第 1210 号で審査依頼がありました平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について別添のとおり意見を提出します。

- 目 次 -

第1	審査の概要	1
1	審査の対象	1
2	審査の手続	1
第2	審査の結果及び意見	2
1	審査の結果	2
2	審査の意見	3
第3	健全化判断比率の状況	4
1	実質赤字比率	4
2	連結実質赤字比率	5
3	実質公債費比率	6
4	将来負担比率	8
第4	資金不足比率の状況	11

(参 考)

1	第2次行革プランの財政フレームに示されている実質公債費比率及び将来負担比率	12
2	用語の説明	13
3	比率算定の対象となる範囲	17

第1 審査の概要

1 審査の対象

審査は、平成22年度決算に基づき知事から提出された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率（以下「健全化判断比率等」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とした。

2 審査の手続

審査に当たっては、次の事項を主眼に関係諸帳簿の抽出照査、関係当局からの説明の聴取など必要と認める審査手続を実施し慎重に審査した。

- (1) 法令等に照らし算出過程に誤りはないか。
- (2) 法令等に基づき適切な算定要素が計算に用いられているか。
- (3) 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。
- (4) 客観的事実の妥当性を判断した上で算定を行う場合において、公正な判断が行われているか。

第 2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された健全化判断比率等は正確で、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

なお、健全化判断比率等は、次表のとおりで、実質公債費比率が 21.0%、将来負担比率が 350.2%であり、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び兵庫県病院事業会計ほか 7 会計の資金不足比率は、それぞれ実質赤字額、連結実質赤字額又は資金の不足額がなく、算定されない。

区 分		平成 22 年度	平成 21 年度	比 較 増減()	(参 考)	
					早期健全 化 基 準	財政再生 基 準
健 全 化 判 断 比 率	実 質 赤 字 比 率	- %	- %	-	3.75 %	5 %
	連 結 実 質 赤 字 比 率	-	-	-	8.75	20(注)
	実 質 公 債 費 比 率	21.0	20.7	0.3	25	35
	将 来 負 担 比 率	350.2	366.4	16.2	400	

(注) 連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過措置があり、平成 20 年度決算及び 21 年度決算は 25%、22 年度決算は 20%、23 年度決算以降は 15%となっている。

区 分		平成 22 年度	(参 考)
			経営健全化基準
資 金 不 足 比 率	兵 庫 県 病 院 事 業 会 計	%	20
	兵 庫 県 水 道 用 水 供 給 事 業 会 計		
	兵 庫 県 工 業 用 水 道 事 業 会 計		
	兵 庫 県 水 源 開 発 事 業 会 計		
	兵 庫 県 地 域 整 備 事 業 会 計		
	兵 庫 県 企 業 資 産 運 用 事 業 会 計		
	兵 庫 県 港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計		
	兵 庫 県 流 域 下 水 道 事 業 特 別 会 計		

2 審査の意見

平成22年度は、依然として厳しい経済・雇用情勢にある中、経済雇用対策や東日本大震災の復旧支援など喫緊の課題に的確に取り組むとともに、行財政構造改革推進方策(「新行革プラン」)に基づき、行財政全般にわたりゼロベースから見直し、「選択と集中」を徹底するなど、歳出の効率的な執行にも努める一方、新行革プラン策定から3年目を迎え、組織・定員・給与、事務事業、投資事業など行財政全般にわたる総点検を実施し、平成30年度までの改革内容を定めた第2次行財政構造改革推進方策(以下「第2次行革プラン」という。)を策定するなど、着実な改革の推進が図られた。

その結果、健全化判断比率は、引き続き高い水準にあるものの、第2次行革プランの財政フレームに示された率(実質公債費比率 21.5%、将来負担比率 372.5%)を下回るものとなった。

これら比率の内容を分析すると、次のとおりである。

- (1) 実質公債費比率は、前3か年(平成22年度、21年度及び20年度)の平均により算定されるが、単年度の比率について見ると、22年度は19.8%となっており、21年度の22.2%と比較すると2.4ポイント改善している。これは県債管理基金の積立不足に対する加算が15,119百万円減少(減少率24.8%)するとともに、標準財政規模も30,467百万円増加(増加率3.0%)したこと等によるものである〔6～7頁参照〕。
- (2) 将来負担比率は、前年度と比較すると16.2ポイントの改善となっている。これは県債残高の増加により、県が将来負担する可能性がある債務等の残高は160,712百万円増加(増加率3.1%)したものの、これから差し引かれる地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額なども増加したため、実質的な将来負担額が44,671百万円減少(減少率1.4%)するとともに、標準財政規模も30,467百万円増加(増加率3.0%)したこと等によるものである〔8～9頁参照〕。

このように実質公債費比率(単年度)及び将来負担比率は前年度と比較するといずれも改善しているものの、県債残高等の増加や県債管理基金の積立不足など本県の財政が引き続き厳しい状況に置かれていることも窺える。

さらに、第2次行革プランにおいても、実質公債費比率及び将来負担比率が今後ピークを迎える^(注)とされており、ここ数年間が財政健全化の正念場と考えられることから、多岐にわたる県政課題への対応を着実に推進できるよう、持続可能な行財政基盤の確立に一層の意を用いられたい。

(注) 実質公債費比率：平成26年度(平均23.3%、単年度24.2%)
将来負担比率：平成23年度(370.8%)

第3 健全化判断比率の状況

1 実質赤字比率

(1) 実質赤字比率

平成 22 年度	平成 21 年度	比較増減()

実質赤字比率は、実質赤字額がないため、前年度と同様、算定されない。

(2) 算定式

実質赤字比率の算定式は、次のとおりである。

$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
--

(3) 一般会計等の実質収支

一般会計等に含まれる各会計の実質収支額の合計が赤字の場合は、その赤字額が実質赤字額となるが、各会計の実質収支額は、次表のとおりで、その合計額は赤字になっていない。

会 計 名	平成 22 年度 実質収支	平成 21 年度 実質収支	比較増減()
	千円	千円	千円
一 般 会 計	407,170	240,982	166,188
県有環境林等特別会計	0	0	0
公共事業用地先行取得事業特別会計	0	0	0
県営住宅事業特別会計	261,465	22,060	239,405
勤労者総合福祉施設整備事業特別会計	0	0	0
庁用自動車管理特別会計	0	0	0
公債費特別会計	0	0	0
自治振興助成事業特別会計	0	0	0
母子寡婦福祉資金特別会計	0	0	0
小規模企業者等振興資金特別会計	0	0	0
農林水産資金特別会計	0	0	0
基金管理特別会計	0	1,733	1,733
地方消費税清算特別会計	0	0	0
合 計	668,635	264,775	403,860

(注) 健全化判断比率の算定で用いられている実質収支額は、事業繰越額を考慮したものである。

一般会計等に含まれる各会計の実質収支額の合計は668,635千円の黒字で、前年度と比較すると、基金管理特別会計で1,733千円減少したものの、一般会計で166,188千円、県営住宅事業特別会計で239,405千円それぞれ増加したため、403,860千円増加(増加率152.5%)している。

2 連結実質赤字比率

(1) 連結実質赤字比率

平成 22 年度	平成 21 年度	比較増減()

連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がないため、前年度と同様、算定されない。

(2) 算定式

連結実質赤字比率の算定式は、次のとおりである。

連結実質赤字比率	=	$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
----------	---	--

(3) 実質収支額及び資金不足額・資金剰余額

一般会計等の実質収支額と公営企業に係る特別会計の資金不足額・資金剰余額を合計した額が赤字の場合は、その赤字額が連結実質赤字額となるが、この実質収支額及び資金不足額・資金剰余額は、次表のとおりで、その合計額は赤字になっていない。

会 計 名		平成 22 年度	平成 21 年度	比較増減 ()
一般会計等の実質収支額		千円 668,635	千円 264,775	千円 403,860
公営企業 の資金不足額 ()・資金剰余額	病院事業会計	0	0	0
	水道用水供給事業会計	15,478,144	14,408,755	1,069,389
	工業用水道事業会計	6,823,349	6,773,605	49,744
	電気事業会計		1,545,476	1,545,476
	水源開発事業会計	573	576	3
	地域整備事業会計	0	0	0
	企業資産運用事業会計	4,249,391	2,682,460	1,566,931
	港湾整備事業特別会計	104,657	34,080	70,577
	流域下水道事業特別会計	76,182	75,526	656
合 計	27,400,931	25,785,253	1,615,678	

- (注) 1 公営企業のうち宅地造成事業以外の事業で資金不足額が生じる場合、その額から解消可能資金不足額を差引くが、病院事業会計ではこの解消可能資金不足額を算入した結果、資金不足額は0となる。
- 2 公営企業のうち宅地造成事業(地域整備事業会計)で資金剰余額が生じる場合、地方債残高及び他会計長期借入金で資金剰余額を上回る場合には、資金剰余額は0となる。
- 3 電気事業会計は平成22年3月31日をもって廃止され、残余の資産及び負債は同年4月1日付けで企業資産運用事業会計に引き継がれている。

実質収支額及び資金不足額・資金剰余額を合計した額は27,400,931千円の黒字で、前年度と比較すると、電気事業会計の資産等を引き継いだ企業資産運用事業会計で資金剰余額が1,566,931千円増加したこと等のため、1,615,678千円増加(増加率6.3%)している。

3 実質公債費比率

(1) 実質公債費比率

平成 22 年度	平成 21 年度	比較増減()
21.0 %	20.7 %	0.3

実質公債費比率は 21.0% で、前年度の 20.7% と比較して、0.3 ポイント悪化している。

(2) 算定式等

実質公債費比率の算定式は次のとおりで、この式に基づき算定した前 3 か年の比率を平均したものが当年度の実質公債費比率である。

$$\text{実質公債費比率 (3 か年平均)} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金) + (準元利償還金)} \\ - \text{(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(標準財政規模)} \\ - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}$$

この算定式に基づき計算された分母及び分子の額、単年度の比率並びに実質公債費比率は、次のとおりである。

区 分		平成 22 年度	平成 21 年度	平成 20 年度	平成 19 年度
	分 子 ①	千円 177,100,845	千円 192,715,137	千円 184,584,571	千円 164,595,967
	分 母 ②	892,967,284	865,604,264	875,752,447	869,724,774
	単年度の比率 (① / ②)	19.8 %	22.2 %	21.0 %	18.9 %
実 質 公 債 費 比 率	平 成 22 年度	(3 か年平均) 21.0 %			-
	平 成 21 年度	-	(3 か年平均) 20.7 %		

(注) 単年度の比率は小数点第 1 位において端数調整を行ったものを記載した。

平成 22 年度の実質公債費比率は、平成 22 年度、21 年度及び 20 年度の単年度の比率 (19.8%、22.2% 及び 21.0%) を平均した結果 21.0% となり、前年度の 20.7% と比較して、0.3 ポイント悪化している。

これは、22 年度の単年度の比率が 19 年度の単年度の比率を上回った影響によるものである。

(3) 前年度との比較等

実質公債費比率（単年度）を前年度と比較すると、県債管理基金の積立不足に対する加算の減などにより地方債の元利償還金等が減少し、分子の額が減少するとともに、臨時財政対策債発行可能額等の増加により標準財政規模が増加し、分母の額が増加したため、2.4ポイント改善している。

なお、県債管理基金の積立不足に対する加算については、実質公債費比率（単年度）に与える影響も大きいことから、財源対策として同基金を取り崩す場合は、引き続き留意する必要がある。

(分子)

区 分		平成 22 年度	平成 21 年度	比較増減 ()
地方債の 元利償還金 及び準元利 償還金	地方債の元利償還金	千円 330,669,756	千円 332,698,688	千円 2,028,932
	うち県債管理基金の積立不足に対する加算	45,882,043	61,000,551	15,118,508
	準元利償還金	13,554,605	15,181,910	1,627,305
	計	344,224,361	347,880,598	3,656,237
地方債の 元利償還金 及び準元利 償還金から差 引くもの	特 定 財 源	23,776,335	14,922,845	8,853,490
	元利償還金・準元利 償還金に係る基準 財政需要額算入額	143,347,181	140,242,616	3,104,565
	計	167,123,516	155,165,461	11,958,055
分子の額		177,100,845	192,715,137	15,614,292

(注) 地方債の元利償還金は満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当する額を含めて記載した。

(分母)

区 分		平成 22 年度	平成 21 年度	比較増減 ()
標準財政規模		千円 1,036,314,465	千円 1,005,846,880	千円 30,467,585
標準財政 規模から 差引くもの	元利償還金・準元利 償還金に係る基準 財政需要額算入額	143,347,181	140,242,616	3,104,565
分母の額		892,967,284	865,604,264	27,363,020

4 将来負担比率

(1) 将来負担比率

平成 22 年度	平成 21 年度	比較増減()
350.2 %	366.4 %	16.2

将来負担比率は 350.2% で、前年度の 366.4% と比較して、16.2 ポイント改善している。

(2) 算定式

将来負担比率の算定式は、次のとおりである。

将来負担比率	=	$\frac{\begin{aligned} & \text{(将来負担額)} - \text{(充当可能基金額)} - \text{(特定財源見込額)} \\ & - \text{(地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)} \end{aligned}}{\begin{aligned} & \text{(標準財政規模)} \\ & - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{aligned}}$
--------	---	---

この算定式に基づき計算された分母及び分子の額は、次のとおりである。

区 分	平成 22 年度	平成 21 年度	比較増減()
分 子	千円 3,127,731,632	千円 3,172,403,159	千円 44,671,527
分 母	892,967,284	865,604,264	27,363,020

(3) 前年度との比較等

将来負担比率を前年度と比較すると、地方債の現在高の増により将来負担額は増加したものの、将来負担額から差し引かれる地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額なども増加したため、分子の額が減少するとともに、臨時財政対策債発行可能額等の増加により標準財政規模が増加し、分母の額が増加したため前年度と比較して、16.2ポイント改善している。

なお、地方債の現在高は次表のとおり増加している状況にあるが、第2次行革プランにおいても財源対策として退職手当債や行革推進債を活用することが予定されていることから、当面の間のさらなる増加が見込まれる。

これら退職手当債や行革推進債は交付税措置がないことから、将来負担比率を押し上げる要因にもなるため、発行に当たっては留意する必要がある。

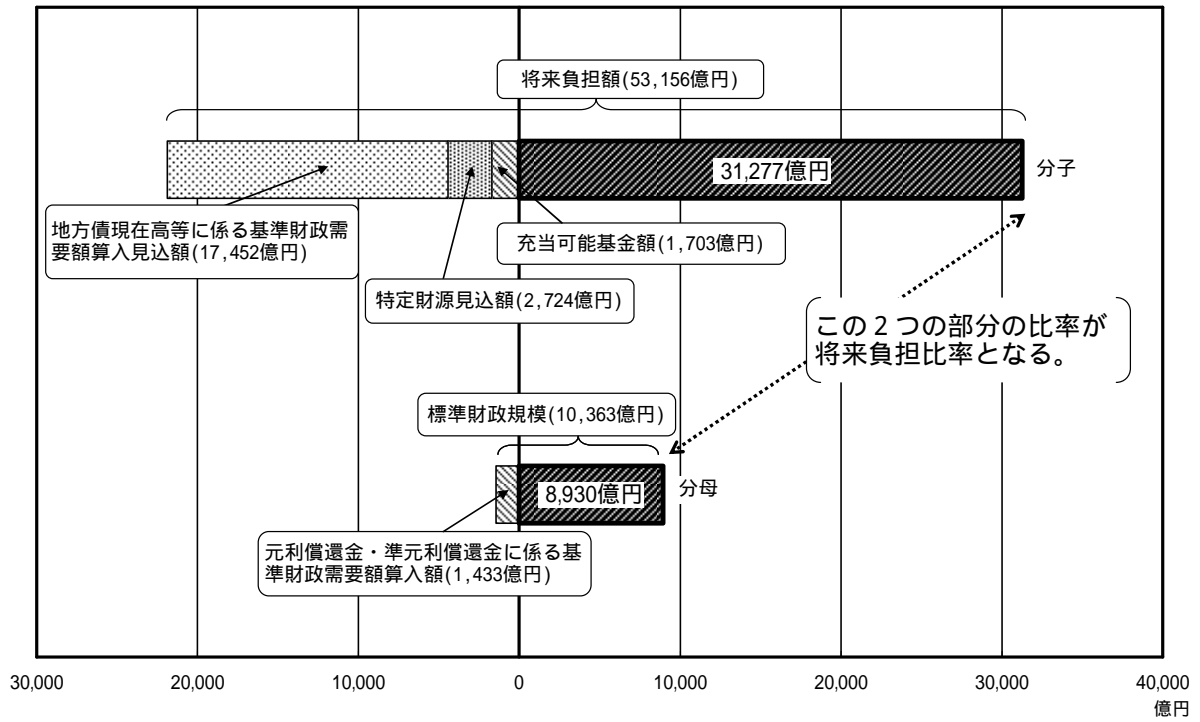
(分子)

区 分		平成 22 年度	平成 21 年度	比較増減 ()	
将 来 負 担 額	地方債の現在高	千円 4,510,653,386	千円 4,319,851,251	千円 190,802,135	
	債務負担行為に基づく 支出予定額	53,949,124	62,802,723	8,853,599	
	公営企業の地方債 償還に係る繰入見込額	109,235,010	110,539,409	1,304,399	
	加入する組合等の地方債 償還に係る負担見込額	0	0	0	
	退職手当負担見込額	565,880,013	579,317,029	13,437,016	
	設立法人の債務 等負担見込額	75,917,074	82,412,366	6,495,292	
	内 訳	兵庫県道路公社	1,709,628	6,406,020	4,696,392
		兵庫県土地開発公社	17,735,345	18,550,248	814,903
		社団法人 兵庫みどり公社	30,511,473	31,079,588	568,115
		兵庫県住宅供給公社	2,761,407	2,805,511	44,104
		公的信用保証、制度融資等に係る損失補償	23,199,221	23,570,999	371,778
	連結実質赤字額	0	0	0	
	加入する組合等連結 実質赤字額負担見込額	0	0	0	
計	5,315,634,607	5,154,922,778	160,711,829		
差 引 く も の ら	充 当 可 能 基 金 額	170,344,032	87,379,936	82,964,096	
	特 定 財 源 見 込 額	272,397,460	267,986,865	4,410,595	
	地方債現在高等に係る基準 財政需要額算入見込額	1,745,161,483	1,627,152,818	118,008,665	
	計	2,187,902,975	1,982,519,619	205,383,356	
分子の額		3,127,731,632	3,172,403,159	44,671,527	

(分母)

区 分		平成 22 年度	平成 21 年度	比較増減 ()
標準財政規模		千円 1,036,314,465	千円 1,005,846,880	千円 30,467,585
標準財政 規模から 差引くもの	元利償還金・準元利 償還金に係る基準 財政需要額算入額	143,347,181	140,242,616	3,104,565
分母の額		892,967,284	865,604,264	27,363,020

(参考) 平成22年度 将来負担比率の状況図



第4 資金不足比率の状況

1 資金不足比率

会計名	平成22年度	平成21年度	比較増減()
病院事業会計			
水道用水供給事業会計			
工業用水道事業会計			
電気事業会計			
水源開発事業会計			
地域整備事業会計			
企業資産運用事業会計			
港湾整備事業特別会計			
流域下水道事業特別会計			

(注) 電気事業会計は平成22年3月31日をもって廃止され、残余の資産及び負債は同年4月1日付けで企業資産運用事業会計に引き継がれている。

資金不足比率は、各会計とも資金の不足額がないため、前年度と同様、算定されない。

2 算定式

資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

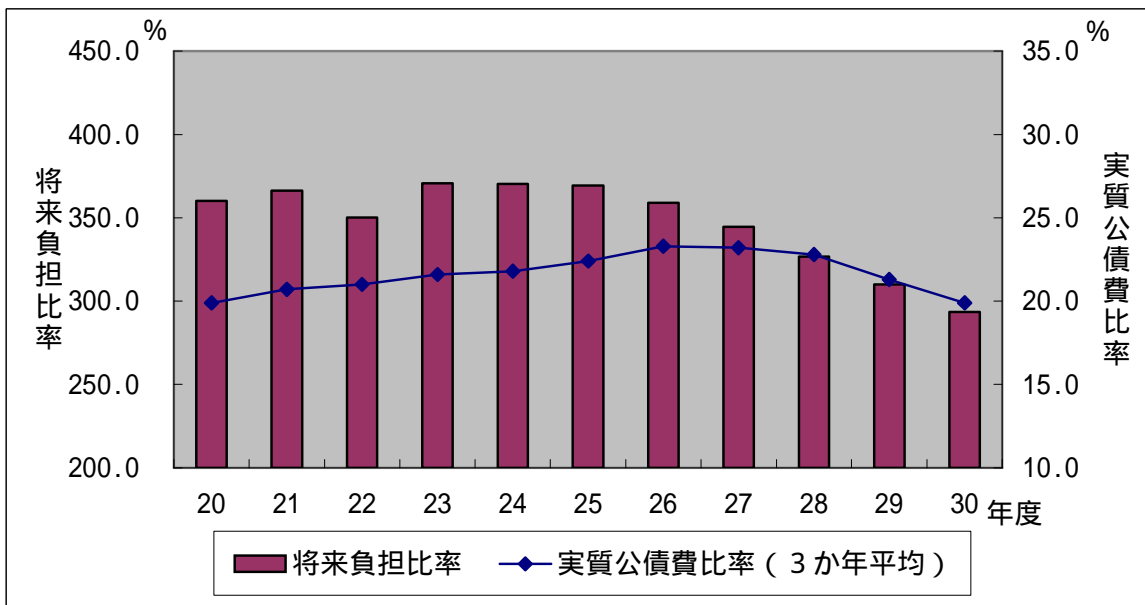
$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

(参 考)

1 第2次行革プランの財政フレームに示されている実質公債費比率及び将来負担比率

区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
実質公債費 比 率 (3か年平均)	% -	% -	% 21.5	% 21.6	% 21.8	% 22.4	% 23.3	% 23.2	% 22.8	% 21.3	% 19.9
実 績	19.9	20.7	21.0	-	-	-	-	-	-	-	-
実績公債費 比 率 (単年度)	-	-	21.1	21.5	22.8	23.0	24.2	22.3	21.7	20.0	18.0
実 績	21.0	22.2	19.8	-	-	-	-	-	-	-	-
将来負担 比 率	-	-	372.5	370.8	370.2	369.3	358.9	344.5	326.6	310.1	293.5
実 績	360.1	366.4	350.2	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 平成23年3月に策定された第2次行革プランに基づき記載した。



(注) 平成20～22年度は実績の比率としている。

2 用語の説明

(1) 実質赤字比率関係

実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化度合いを示すもの

一般会計等

一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計

標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって、地方交付税法で定める方法により算出した収入見込額等に普通交付税を加算した額。

なお、健全化判断比率の算定における標準財政規模は、上記以外に臨時財政対策債発行可能額を含める。

臨時財政対策債発行可能額

臨時財政対策債とは、地方一般財源の不足に対処するために、地方財政法第5条の特例として、投資的経費以外の経費にも充てることができる特別の地方債であり、その発行可能額は、普通交付税の基準財政需要額の算定の際に算出されるものである。

なお、その元利償還金相当額については、全額が後年度に地方交付税の基準財政需要額に算入される。

(2) 連結実質赤字比率関係

連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算した地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化度合いを示すもの

(3) 実質公債費比率関係

実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの

県債管理基金の積立不足に対する加算

前年度末において県債管理基金の残高があるべき残高に満たない場合は、県債管理基金の残高の不足する割合に応じた額が、実質公債費比率の算定上、地方債の元利償還金に加算され、その分同比率が上昇することになる。

準元利償還金

地方債の元利償還金に準ずるものとして地方財政法施行令に定められたもの

ア 一般会計等から公営企業会計への繰入金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの

イ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ウ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの 等

基準財政需要額算入額

基準財政需要額は普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行うための財政需要のうち、一般財源で賄うべき額を一定の方法で算定したものであり、基準財政需要額算入額はこの基準財政需要額の算定において算入された額である。

(4) 将来負担比率関係

将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の地方債や将来支払っていく可能性のある負債等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの

将来負担額

地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債として地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められた次のもの

ア 地方債の現在高

イ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第 5 条各号の経費に係るもの）のうち、一般会計等の負担見込額

ウ 公営企業会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

エ 加入する組合等の地方債の元金償還に充てる地方公共団体からの負担見込額

オ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

カ 地方道路公社や土地開発公社の負債額及びその他の法人等のために債務を負担している場合の債務額のうち、法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

キ 連結実質赤字額

ク 加入する組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

充当可能基金額

地方自治法第 241 条に基づき設けられた基金のうち、前記将来負担額のアからカまでの償還額等に充てることのできるもの

特定財源見込額

地方債を財源とした貸付金に対する償還金や公営住宅賃貸料など前記将来負担額のアからエまでの償還額等に充てることのできる特定の歳入の見込額

(5) 資金不足比率関係

資金不足比率

公営企業の資金不足を、料金収入など公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状態の悪化度合いを示すもの

資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、地方公営企業法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、同法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本として算定された額

解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後の一定期間、構造的に資金不足が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

3 比率算定の対象となる範囲

健全化判断比率及び資金不足比率の対象

